

# 目 次

## 第 1 号 (3月3日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	5
	追加日程第1 発議第 1号 故 山本優議員に対する弔意決議について	
	日程第 1 会議録署名議員の指名	
	日程第 2 会期の決定	
	日程第 3 諸般の報告	
	日程第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7年度南越前町一般会計補正予算(第 10号))	
	日程第 5 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7年度南越前町一般会計補正予算(第 11号))	
	日程第 6 議案第 5号 令和 7年度南越前町一般会計補正予算(第 12号)	
	日程第 7 議案第 6号 令和 7年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)	
	日程第 8 議案第 7号 令和 7年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 4号)	
	日程第 9 議案第 8号 令和 7年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 2号)	
	日程第 10 議案第 9号 令和 7年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)	
	日程第 11 議案第 10号 令和 7年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 3号)	
	日程第 12 議案第 11号 令和 7年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 3号)	
	日程第 13 議案第 12号 令和 7年度南越前町水道事業会計補正予算(第 4号)	
	日程第 14 議案第 13号 令和 7年度南越前町下水道事業会計補正予算(第 4号)	
	日程第 15 議案第 24号 南越前町課設置条例の一部改正について	
	日程第 16 議案第 25号 南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について	
	日程第 17 議案第 26号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第 18 議案第 27号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について	
	日程第 19 議案第 28号 南越前町南条ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の廃止について	
	日程第 20 議案第 29号 南越前町介護保険条例の一部改正について	
	日程第 21 議案第 30号 南越前町リトリートたぐらの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第 22 議案第 31号 南越前町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正 について	
	日程第 23 議案第 32号 南越前町鉢伏山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第 24 議案第 33号 南越前町営住宅設置及び管理条例の一部改正について	



# 目 次

## 第 2 号 (3月4日)

1	出席議員	18
2	欠席議員	18
3	説明のための出席者	18
4	職務のための出席者	18
5	議事日程	18
6	本日の会議に付した事件	18
7	議事	
	開議	19
	日程第1 一般質問	
	加藤 伊平	19
	高橋 宏介	22
	谷口 善治	28
	喜村喜代治	31
	坪川 伸理	35
	大浦 和博	40
8	散会	47

# 目 次

## 第 3 号 (3月13日)

1	出席議員	48
2	欠席議員	48
3	説明のための出席者	48
4	職務のための出席者	48
5	議事日程	48
6	本日の会議に付した事件	49
7	議事	
	開議	52
日程第 1	議案第 14 号	令和 8 年度南越前町一般会計予算
日程第 2	議案第 15 号	令和 8 年度南越前町国民健康保険特別会計予算
日程第 3	議案第 16 号	令和 8 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
日程第 4	議案第 17 号	令和 8 年度南越前町河野診療所特別会計予算
日程第 5	議案第 18 号	令和 8 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
日程第 6	議案第 19 号	令和 8 年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7	議案第 20 号	令和 8 年度南越前町老人保健施設特別会計予算
日程第 8	議案第 21 号	令和 8 年度南越前町介護保険特別会計予算
日程第 9	議案第 22 号	令和 8 年度南越前町水道事業会計予算
日程第 10	議案第 23 号	令和 8 年度南越前町下水道事業会計予算
	当初予算特別委員長報告	
日程第 11	議案第 24 号	南越前町課設置条例の一部改正について
日程第 12	議案第 25 号	南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 13	議案第 26 号	南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 14	議案第 27 号	南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 15	議案第 28 号	南越前町南条ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第 16	議案第 29 号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第 17	議案第 30 号	南越前町リトリートたぐらの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 31 号	南越前町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第 19	議案第 32 号	南越前町鉢伏山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 20	議案第 33 号	南越前町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第 21	議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 22	議案第 35 号	公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について
日程第 23	議案第 36 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 24	議案第 37 号	財産の無償譲渡について
日程第 25	議案第 38 号	権利の放棄について
日程第 26	議案第 39 号	工事請負契約の締結について



令和8年3月南越前町議会会議録

招集の告示 令和8年2月 3日 南越前町告示第8号  
招集の期日 令和8年3月 3日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 3月3日(火)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 喜村喜代治	9番 加藤伊平
10番 熊谷良彦	11番 平谷弘子	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 5番 坪川伸理 6番 大浦和博

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	仲倉典克		
副町長	松村仁史		
総務課長	初 一 剛	観光まちづくり課長	嶋田高士
町民税務課長	布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	石渡貴教	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教 育 長	齋藤為之	事 務 局 長	谷口英博
-------	------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	關 敏 宏	書 記	安達由理
--------	-------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

発議第 1 号 故 山本優議員に対する弔意決議について

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 7 年度南越前町一般会計補正予算(第10号))

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 7 年度南越前町一般会計補正予算(第11号))

議案第 5 号 令和 7 年度南越前町一般会計補正予算(第12号)

議案第 6 号 令和 7 年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 号 令和 7 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算  
(第 4 号)

議案第 8 号 令和 7 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 9 号 令和 7 年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

議案第10号 令和 7 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 3 号)

議案第11号 令和 7 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

議案第12号 令和 7 年度南越前町水道事業会計補正予算(第 4 号)

議案第13号 令和 7 年度南越前町下水道事業会計補正予算(第 4 号)

- 議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正について
- 議案第25号 南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第28号 南越前町南条ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第29号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第30号 南越前町リトリートたぐらの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第32号 南越前町鉢伏山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について
- 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第37号 財産の無償譲渡について

議案第38号 権利の放棄について

議案第39号 工事請負契約の締結について

議案の常任委員会付託

議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算

議案第15号 令和8年度南越前町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和8年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算

議案第17号 令和8年度南越前町河野診療所特別会計予算

議案第18号 令和8年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算

議案第19号 令和8年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 令和8年度南越前町老人保健施設特別会計予算

議案第21号 令和8年度南越前町介護保険特別会計予算

議案第22号 令和8年度南越前町水道事業会計予算

議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算

令和8年度当初予算特別委員会の設置

議案の令和8年度当初予算特別委員会付託

報告第2号 専決処分事項の報告について

(法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について)

報告第3号 専決処分事項の報告について

(令和7年度鉢伏山一帯施設活用事業 天体観察棟整備工事変更契約について)

---

開 会

[開会 午前10時01分]

○議長（熊谷良彦君）ただ今より令和8年3月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

去る2月21日、山本優議員がご逝去されました。まことに愛惜痛恨の極みであります。謹んで御報告申し上げます。

ここで、故山本優議員のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと存じます。ご起立願います。

[黙 祷]

○議長（熊谷良彦君）黙祷を終わります。ご着席ください。

---

議 案 の 上 程

○議長（熊谷良彦君）お諮りいたします。議員発議による、故山本優議員に対する弔意決議についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題といたします。

---

提案理由の説明

○議長（熊谷良彦君）提出者より、提案理由の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ声あり]

○議長（熊谷良彦君）8番 喜村 喜代治君。

[8番 喜村 喜代治君 登壇]

○8番（喜村喜代治君）発議案第1号 故 山本優議員に対する弔意決議について提案理由を申し上げます。

去る2月21日、3月定例会を直前にして、81歳で逝去されました、南越前町議会議員、山本優氏に対しましてここに謹んで心より御冥福をお祈り申し上げる次第であります。

山本優氏は、平成6年12月、旧南条町議会議員に初当選以来、連続9期31年1か月余りと長きにわたり議席を持たれ町議会における円熟の師として議会の運営向上と町政の円満なる推進役として果たされた御功績は誠に甚大なるものがあります。

ここに山本優氏との悲しい離別に対し、本議会は別案のとおり弔意決議を提案いたし、追悼の誠をささげる次第でございます。

何とぞ議員各位におかれましては、本案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。令和8年3月3日提出。南越前町議会議長 熊谷良彦様。提出者 南越前町議会議員 喜村喜代治。賛成者 南越前町議会議員 山本徹郎。賛成者 南越前町議会議員 高橋宏介。以上であります。

〔8番 喜村 喜代治君 降壇〕

○議長（熊谷良彦君）これにて、提案理由の説明を終わります。

---

決 議

○議長（熊谷良彦君）お諮りいたします。発議案第1号については、議事手続を省略し、直ちに決議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。

よって、発議第1号 故 山本優議員に対する弔意決議については原案のとおり決定しました。

〔午前10時06分〕

---

会議録署名議員の指名

○議長（熊谷良彦君）以上で追加日程は終了いたしました。日程に戻ります。

本日の議事日程は、タブレット掲載のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 坪川伸理

君、6番 大浦和博君を指名いたします。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、2月3日と24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、議会運営副委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）議会運営副委員長 8番 喜村喜代治君。

○8番（喜村喜代治君）議会運営委員会の報告をいたします。令和8年3月定例会の運営につきまして、去る、2月3日及び24日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し、決定いたしました結果につきまして、ご報告をいたします。

会期につきましては、本日より13日までの11日間といたします。

日程につきましては、タブレット掲載の日程表のとおりでございます。議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。以上です。

○議長（熊谷良彦君）お諮りいたします。ただいまの、喜村副委員長の報告のとおり、本定例会の会期を、本日から13日までの11日間としたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

## 諸 般 の 報 告

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。12月議会定例会以降に開催されました会議等につきましては、タブレットに掲載の諸報告のとおりです。

次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果についても、タブレットに掲載してありますので、ご覧願います。これで、諸般の報告を終わります。

---

## 議案の上程

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南越前町一般会計補正予算（第10号））から、日程第41 議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの、37議案を一括して議題といたします。

---

## 提案理由の説明

○議長（熊谷良彦君）仲倉町長より、提案理由の説明を求めます。仲倉町長。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君）わたくしからも急逝されました故 山本優議員への追悼の言葉を申し上げたいと思います。

山本優議員は、平成6年に旧南条町議会議員に当選され、市町村合併後は南越前町議会議員として、通算31年の長きにわたり町政の発展にご尽力をいただきました。

また、令和6年からは、議会運営委員長を務められ、議会運営のまとめ役として、ますますの活躍を望んでいたところであります。

ここに、山本優議員の生前のご功績に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心からの哀悼の意を表したいと思います。

それでは、3月定例議会の開会にあたりまして、町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、町政の諸課題および令和8年度当初予算案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、去る1月25日に執行されました福井県知事選挙におきましては、35歳の石田嵩人氏が初当選をし、全国最年少の知事が誕生したところであります。

今後のご活躍をご期待申し上げますとともに、本町の発展にもご尽力を賜りたいと思います。

さて、今年の冬は、福井県内で短時間の顕著な降雪や警報級の大雪が相次ぎ、交

通障害や除雪事故等への警戒が続く厳しい気象条件となりました。

特に1月21日から25日にかけては、強い冬型の気圧配置により平地を含む広い範囲で警報級の大雪となり、各地で交通障害や生活面への影響が生じる状況となりました。

本町におきましても、民家等の被害や公共施設の損壊が確認をされており、被害にあわれた皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、見舞金の支給をはじめとする必要な支援を実施をまいります。

さて、先月13日、私自身、町長就任から一年を迎えたところであります。この一年は、町民の皆さまの声を伺いながら、地域の課題解決と南越前町の未来づくりに全力で取り組んでまいりました。

その中で私は、町の魅力や特産品の発信に向けて、自ら先頭に立ってトップセールスに取り組むとともに、外部人材や民間企業との協働を積極的に進めることで、新たな視点やノウハウを町に取り入れてまいりました。

また、これまでに培った人脈を生かし、国や県、関係団体へ直接要望活動を行い、本町に必要な支援の確保にも努めてまいりました。

そして何よりも、この一年は、町民の皆さまから寄せられる声に丁寧に耳を傾け、現場の実情を把握しながら政策に反映する「町民の声を聴く一年」であったと強く実感しております。

こうした一年間の取組を通じて、あらためて本町を取り巻く環境の変化と、その中で求められる行政の役割の大きさを痛感しているところであります。

本町におきましては、人口減少や少子高齢化の進行、地域医療、地域公共交通の維持、公共施設の適正な管理など、行政課題は多岐にわたり、複雑性を増している状況にあります。

このような課題が山積するなか、町民の幸せと持続可能な地域づくりを力強く進めていくためには、町民、団体、国や県、さらには町外の方々と共に南越前町の希望にあふれる未来を創りあげていく必要があります。

こうした思いを、政策理念「未来共創～まちづくり8策～」に込め、分野ごとに8つの基本目標として方向性を示して、地域の将来を見据えた施策を重点的に展開し、すべての世代が安心して楽しく暮らし続けることができる魅力あるまちづくりの実現を目指してまいります。

それでは、8つの基本目標を軸に、本年度当初予算に計上した主な事業についてご説明申し上げます。

まず、生命と暮らしの安全確保について申し上げます。

現在、令和13年度の完成を目指し整備を進めております鯖波大橋につきましては、令和8年度において橋脚部分の完成を見込んでおります。

また、令和4年大雨災害からの復旧・復興につきましては、被害の集中をした鹿蒜川流域において、県と町が緊密に連携し、迅速かつ確実に工事を進めております。

特に、地域の浸水被害を大幅に軽減する輪中堤につきましては、関係機関との調整を図りつつ重点的に事業を推進しており、令和8年度の完成を見込んでおります。

次に、こども・子育て応援について申し上げます。

昨年は、近年の猛暑の深刻化を踏まえ、教育環境の改善と熱中症対策を目的として、南越前中学校体育館に空調設備を整備いたしました。

これにより、夏季の体育の授業や部活動、学校行事における室内温度の上昇が抑制され、体調不良を訴える生徒もなく、安全な教育環境が確保され、関係者からも高い評価をいただいております。

また、同体育館は指定避難所でもあることから、災害時の受入環境の向上にも寄与いたしております。

こうした効果を踏まえ、同じく指定避難所である町内の4校の小中学校体育館におきましても、空調設備の整備を進めてまいります。

さらに、子育て世帯からは、夏の猛暑や雨・雪などの悪天候時に、子どもが安心して過ごせる遊び場や居場所が求められております。

このため、未就学児から小学生まで幅広い世代の子どもが、「ゆったりと本を読み・遊び・交流を図る空間」、「自由に過ごすことができる居場所」として、南越前文化会館内に「本と遊びの交流広場」を整備いたします。

また、昨今、若い世代を中心に競技人口が増加をしているスケートボードは、東京オリンピック以降は全国的に注目度が高まり、練習環境の整備に対するニーズが高まってきております。

こうした状況を踏まえ、桜橋総合運動公園のテニスコートを活用して、安全基準を満たした専用スペースとしてスケートボードパークの整備を進めてまいります。

次に、医療・福祉について申し上げます。

人口減少や高齢化などの社会状況の変化に対応して、地域医療を持続可能なものとするため、「医療機能再構築・人材育成プロジェクト」を新たに始動いたします。本事業では、町内に地域医療研修センターを設置し、福井大学との連携のもと、医師をはじめとする医療人材の研修受け入れを進めることにより、人材育成と将来的な人材確保の両面を図るものであります。

あわせて、オンライン診療など医療DXの推進により、通院が困難な住民の受診環境の改善、診療所の業務効率化、医師の負担軽減を図ってまいります。

また、出前健康講座や子どもの体験実習受け入れ、情報発信の強化など、医療保健体制の強化と人材育成の好循環を生み出し、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

次に、地域の活性化について申し上げます。

移住希望者や若者が本町の魅力を感じ、関わりやすい環境を整えるため、地域おこし協力隊を3名体制へ拡充をして、「林業体験プランの企画・実施」、「空き家の利活用・移住相談支援」、「観光誘客に向けた旅行商品の企画・営業」など、より幅広い分野での取組強化を進めてまいります。

次に、歴史と文化の磨き上げについて申し上げます。

歴史文化資源の保存・活用に関する取組といたしまして、板取宿では旧増尾家住宅主屋の改修や、国登録有形文化財登録に向けた調査を実施をして、エリア全体の魅力向上と、歴史的景観の保全・活用を進めてまいります。

また、史跡杣山城跡の整備につきましては、本年度中にガイダンス施設が完成をいたします。

引き続き外構工事や居館跡の植栽整備を進めることとしており、これらにつきましては本年秋頃の公開を予定しております。

次に、まちの特産振興について申し上げます。

先月25日には、特産作物のブランディング化を推進していくため、地域活性化起業人制度を活用して、民間企業からの社員の派遣にかかる協定を締結いたしました。

協定先である、飲食・観光分野で全国的な発信力とネットワークを有する「株式会社ぐるなび」と連携をし、商品開発から情報発信、販売促進まで一体的に取り組むものであります。

あわせて、若い世代を中心に情報収集の主流となっているSNS発信の強化を図るため、ショート動画を活用した効果的なプロモーションにも取り組みます。

この取組におきましては、町の魅力や特産品の価値をより身近に感じていただけるよう、生産者や職員に加え、わたくし自らも情報発信に参加し、リアルで親しみやすい発信を行ってまいります。

また、わが町の基幹産業の人材確保に向け、森林と海、それぞれの分野で次世代の担い手づくりを進める、「森を育てる人材育成支援事業」および「海を育む人材育成支援事業」を実施いたします。

林業・漁業分野では高齢化や後継者不足が深刻であることから、就業希望者を対象に、見学・体験の機会の提供、採用活動への参加支援、住まいの確保支援など、就業前から定着まで一体的に支援をしてまいります。

次に、行政サービスの向上について申し上げます。

近年、人口減少や採用環境の変化により、必要な職員を確保することが難しい状況が続いており、限られた体制の中で多様化・高度化する行政需要に対応することが求められております。

このため、定型的な事務や補助業務を民間事業者に委託をして、外部資源を活用することで、職員がより専門的業務や住民対応に専念できる体制を整え、行政サービスの質の向上と業務の効率化を図ってまいります。

以上、予算および事業について申し上げます。

この結果、令和8年度当初予算の一般会計予算額は111億2,489万3千円を計上し、前年度比は10億6,623万9千円、10.6パーセントの増となりました。

歳入につきましては、地方財政計画や、給与所得者の所得の増加に伴う町民税の増を考慮し、町税は15億6,143万8千円、地方交付税は39億円などいたしました。

必要火急の大型事業に取り組む一方で、歳入の確保に努め、財政調整基金の取崩しは5億円にとどめたところであります。

また、町債につきましても、交付税措置率の有利な制度を活用し、将来負担に配慮をした健全な財政運営に努めてまいります。

最後に、議案第24号の南越前町課設置条例の一部改正について申し上げます。

これは、町が抱える行政課題に、よりの的確に対応し、先ほど申しました基本目標の実効性を高めるために、課を新設するなどの機構改革をするものであります。

これにより、業務の専門性を高めるとともに、迅速な意思決定、明確な責任体制を整え、住民サービスの向上につなげてまいります。

その他の議案につきましては、それぞれ記載の理由に基づき提案をいたしました次第であります。

慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

〔町長（仲倉典克君）降壇〕

○議長（熊谷良彦君）これにて、提案理由の説明を終わります。

次に、日程第44 報告第2号 専決処分事項の報告について（法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）および日程第45 報告第3号 専決処分事項の報告について（令和7年度鉢伏山一帯施設活用事業天体観察棟整備工事変更契約について）の2件については、タブレット掲載資料をご覧ください。

ここで、暫時休憩といたします。

全員協議会を13時から開催し、本会議は15時から再開いたしますので、議員および理事者各位は定刻までにお集まりください。

---

休憩

[休憩 午前 10 時 26 分]

[再開 午後 2 時 00 分]

---

再開

○議長（熊谷良彦君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

質 疑

○議長（熊谷良彦君） 休憩前に、町長から提案理由の説明がありました、日程第 4 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度南越前町一般会計補正予算(第 10 号))および日程第 5 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度南越前町一般会計補正予算(第 11 号))の 2 議案を議題といたします。

これより議案第 3 号および議案第 4 号に対する質疑を行ないます。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

討 論

○議長（熊谷良彦君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

採 決

○議長（熊谷良彦君） これより採決を行います。議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度南越前町一般会計補正予算(第 10 号))および議案

第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度南越前町一般会計補正予算(第11号))の2議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(熊谷良彦君) 起立、全員です。

よって、議案第3号および議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

質 疑

○議長(熊谷良彦君) 次に、日程第6 議案第5号 令和7年度南越前町一般会計補正予算(第12号)から日程第14 議案第13号 令和7年度南越前町下水道事業会計補正予算(第4号)までの9議案を一括して議題といたします。

これより議案第5号から議案第13号までの9議案に対する質疑を行いません。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(熊谷良彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論

○議長(熊谷良彦君) 次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(熊谷良彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

採 決

○議長(熊谷良彦君) これより採決を行います。議案第5号から議案第13号までの9議案について原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（熊谷良彦君）起立、全員です。

よって、議案第5号から議案第13号までの9議案については、原案のとおり可決いたしました。

---

質 疑

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第15 議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正についてから日程第30 議案第39号 工事請負契約の締結についてまでの16議案を一括して議題といたします。

これより議案第24号から議案第39号までの16議案に対する質疑を行いません。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議案の常任委員会付託

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第31 議案の常任委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正についてから議案第39号 工事請負契約の締結についてまでの16議案について、タブレット掲載の議案付託表のとおり、各常任委員会に、それぞれ審査を付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第39号までの、16議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して、審査を行うことに決定いたしました。

---

質 疑

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第32 議案第14号 令和8年度南越前町一般

会計予算から日程第41 議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案を、一括して議題といたします。

これより、議案第14号から議案第23号までの10議案に対する質疑を行いません。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 令和8年度当初予算特別委員会の設置

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第42 令和8年度当初予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。当初予算審査のため、委員会条例第5条第1項の規定により、令和8年度当初予算特別委員会を設置したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、令和8年度当初予算特別委員会を設置することに決定いたしました。ただ今、設置されました令和8年度当初予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において、議員全員を指名したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、令和8年度当初予算特別委員会の委員は、議員全員を選任することに決定いたしました。

---

#### 議案の令和8年度当初予算特別委員会付託

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第43 議案の令和8年度当初予算特別委員会付託を議題といたします。議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算から議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案につきましては、令和8年度当初予算特別委員会に審査を付託したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第23号までの10議案につきましては、令和8年度当初予算特別委員会に付託して、審査を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

	休	憩
[休憩	午後	2時09分]
[再開	午後	2時09分]

---

再 開

○議長（熊谷良彦君）会議を再開いたします。先ほど設置されました令和8年度当初予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に7番 城野庄一君、副委員長に9番 加藤伊平君が委員会において互選されましたので、報告いたします。

---

閉 議

○議長（熊谷良彦君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

[散会 午後 2時09分]

第 2 号 3月4日 (水)

出席議員 (敬称略) 11 名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 喜村喜代治	9番 加藤伊平
10番 熊谷良彦	11番 平谷弘子	

欠席議員 (敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (敬称略)

町 長 仲倉典克		
副町長 松村仁史		
総務課長 初 一 剛	観光まちづくり課長	嶋田高士
町民税務課長 布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長 石渡貴教	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教 育 長 齋藤為之	事 務 局 長 谷口英博
------------	--------------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 關 敏 宏	書 記 安達由理
--------------	----------

議事日程 (別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

---

開 議

[開会 午前10時00分]

○議長（熊谷良彦君）本日の出席議員数は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット掲載のとおりです。

これより日程に入ります。

---

一 般 質 問

○議長（熊谷良彦君）日程第1 一般質問を行います。

質問者及び答弁者にお願いを申し上げます。

質問の内容は、重複及び後戻りせず簡潔に行い、通告以外の範囲にわたらないよう、また、答弁においても簡潔明快にお願いをいたします。

一般質問は、一問一答による方式または一括質問・一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力、よろしくをお願いいたします。

一般質問は、谷口善治君、高橋宏介君、坪川伸理君、大浦和博君、喜村喜代治君、加藤伊平君の6名から通告がありましたので、タブレット掲載の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. ウォーターランドについて

1. 役場配布物のペーパーレス化について

9番 加藤伊平君。

[9番（加藤伊平君）登壇]

○9番（加藤伊平君）まず、ウォーターランドについてでございますが、令和8年度当初予算でウォーターランド南条のプール天井などの改修の予算が計上されております。ウォーターランドは、平成7年12月に完成され、30年が経過しております。最近は、温水プール上部鉄骨のさびが目立ち、プールサイドにも落下物があるなど、早期改修が望まれておりますが、予算成立後の工事の予定はどうなっておりますか。プールが使えなくなれば、利用者への十分な周知も必要と思いますが、いかがでしょうか、回答をお願いいたします。

ウォーターランドには、温水プールのほか、スタジオもあり、フィットネス・

トレーニングマシンが利用でき、フラダンス、ヨガ、健康体操教室など利用者には好評のようですが、令和6年度には設備修繕工事などもあり、4,300万円の赤字でありました。町の公共施設管理公社が運営していても赤字補填は町が行っております。

最近、近隣の越前市や鯖江市にはマン・ツー・マンのフィットネスジムや24時間営業のトレーニングマシンを多数並べたスポーツジムなど、類似施設が増えております。

ウォーターランドのスタジオも30年たって設備の不備があるようで、プール修繕を機に大幅改修し、トレーニングマシンも入れ替え、利用者が多いはずの夏場以外の日曜日休館を改め、運営が今後も続けられるようにしたらどうか、お尋ねをいたします。

○議長（熊谷良彦君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、加藤議員のウォーターランドについての一般質問についてお答えをさせていただきます。

ウォーターランド南条は、経年劣化が進んでいるために、プールの天井をはじめ、屋根や外壁などの早急かつ大規模な改修が必要な状況であり、本年度、改修工事に向けた設計業務に取り組んでいるところであります。この改修工事の工期は、今年の7月から来年の3月までを予定しており、工事に伴いまして9月から翌年の3月までの7か月間、プールの利用が休止となります。

今後、改修工事中の営業内容について、施設の管理運営を行っている南越前町公共施設管理公社とともに、利用者や住民に対して周知徹底を図ってまいります。さらに、プールの利用休止期間中であっても、水泳教室の利用者が近隣他市町のプールを利用できるように調整を進め、利用者とのつながりを維持し、プール再開後の円滑な復帰を促進していきたいと考えております。

次に、スタジオ改修についてでありますけれども、スタジオに隣接するフィットネススペースやトレーニングルームには、心肺機能の向上や筋力の強化などが効率的に行われる様々なトレーニングマシンが設置をされております。これらのトレーニングマシンにつきましては、故障した場合には最新のものに更新をしたり、利用状況に応じて台数を増やしたりするなど、利用者の満足度向上を図っているところであります。

また、営業日につきましては、7月と8月はプールの利用者が多いために日曜日も開館をいたしておりますけれども、そのほかの月はスタッフの身体的負

担や精神的負担を軽減するために、日曜日を休館といたしております。

今後、プール以外の施設、設備のリニューアルや営業日の見直しについて、近隣の類似施設の現況、利用者のニーズ、費用対効果等を十分に踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○9番（加藤伊平君）ありがとうございました。

続きまして、役場配布物のペーパーレス化で質問させていただきます。

町の配布物は、広報紙「南えちぜん」のほか、関係団体の機関紙、各課のチラシ、回覧板などが区長を通じて各家庭に送られてきます。区長は月2回、役場から届けられると、4、5種類、多いときにはそれ以上を集落によって違いますが200部、20くらいの班に班長は分け、班長はこれを20戸、多いところでは30戸に分け、雨、雪に濡れないよう各所帯に分け配ります。

紙は重く、高齢者にはかなり負担であります。チラシには、広報紙に載ってダブっているものもあり、該当者に直接郵送されているものでも広報紙に載っているものもあります。町からの情報は紙ばかりでなく、ケーブルテレビの文字放送でもお知らせがあり、インターネットの町のホームページには、広報紙のほか、各種制度手続なども載っております。これらのほうが早く町民に伝わるという利点があります。

また、最近では広報南えちぜんのQRコードから、その記事のさらに詳しい情報を見ることがもできます。若い人には、スマホで町の制度を見てそのまま申込みができるので、そちらを見る人も多いようであります。

紙による配布が高齢者には親しみやすく信頼感があり、安否確認の役にも立っていると言われておりますが、こうした情報は全部の所帯が必要としているものでもありません。高齢者にもインターネットを利用している人は一定数おりますし、ケーブルテレビを見ております。

福井市や大野市は電子回覧板を始めたようですが、紙による情報提供をなくすのではなく、紙の情報を電子媒体に移して紙での配布を減らし、区長、班長配布の負担を減らすとともに、若い世代の生活に合わせた情報提供をしたらと思っておりますが、どうでしょうか、回答をお願いいたします。

○議長（熊谷良彦君）初一総務課長。

○総務課長（初一 剛君）今ほどの加藤議員からのご質問にお答えいたします。

町の配布物につきましては、毎月10日と25日の月2回、全戸配布や回覧板として各区長様に配布していただいております。これと併せまして、町ホー

ムページへの掲載やケーブルテレビ文字放送といった方法でも周知しておりますが、役場内それぞれの所管課では、より多くの町民の皆様にも周知したいという思いから、紙による全戸配布物が依然として多い状況にあります。

これまでも集落要望のほか、去る2月19日に開催しました、町区長会連合会においても加藤議員と同様のご意見をいただいているところでございます。

区長様方の負担軽減のため、広報紙の有効利用と配布物の削減につきましては、これまでも各課に促しているところですが、役場内で再度この方針を徹底してまいりたいと考えております。

さらに、月2回の区長発送日を1回にすることにつきましても、課題等を整理して検討を進めていきたいと考えております。

また、福井市や大野市が導入しました電子回覧板につきましては、利便性の向上につながったとの声がある一方で、自治会側の業務の取りまとめの煩雑さですとか、高齢者への配慮に伴う紙との併用による負担増といった課題もあると聞いております。

先行事例の効果や課題等を十分に検証し、電子回覧板だけではなく、プッシュ型の情報発信ツールの導入などについても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷良彦君）加藤伊平君。

○9番（加藤伊平君）ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（熊谷良彦君）これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. 南越前町内の不登校児童・生徒について

3番 高橋宏介君。

〔3番（高橋宏介君）登壇〕

○3番（高橋宏介君）それでは、一般質問をさせていただきます。

南越前町内の不登校児童生徒について、いじめを除く友人関係をめぐる問題での不登校についてを伺います。

不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景に

より登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものです。

その理由は様々ですが、いじめによる不登校は一部であり、理由として多いのは、いじめを除く友人関係をめぐる問題や教員との関係をめぐる問題、学業不振、進路に関わる不安、学校の決まりなどをめぐる問題、入学、進級の不適応などです。

学校に関わる状況として、最も多い回答であるいじめを除く友人関係をめぐる問題についてを伺います。

友達関係が原因で、登校を渋るようになるのは、大人にとっては些細なことでも子どもにとってみれば大きな精神的負担になっていたり、発展して取り返しがつかず、引き返せない状況になってしまうケースがあるからです。

友達同士のトラブルが発展する。重大事案とまではいかないが、嫌がらせを受けている。友達同士がふざけ合っていたことが発展する。クラス替えや小学校から中学校に上がり、新たな人間関係を築くことができないなどです。

友人関係をめぐる問題は、何気ない日常の学校生活の中で、いつ誰の身に起きてもおかしくありません。不登校の原因の中で一番身近な問題です。また、本人どうしで解決するのが一番望ましいと思いますので、まずは注意深く見守ることが必要だと思いますが、学校にはいろいろなタイプの子どもが集まって集団生活を送っております。性格や気質は様々で、精神的にも未熟です。友人関係のトラブルが一時的なものであればいいのですが、1週間以上改善されなかったり、一方的であったりする場合には、教員が子どもの中に入ってお互いの話を聞いたり、仲直りの方法を一緒に考えるなど、教員が介入して問題の解決に当たらなければならないと思います。

これらの事案は、関係が発展して悪化してしまってからでは遅いです。初動のタイミングが重要であり、適正な時期に行われれば防げる不登校もあるかと思えます。子どもの学校生活の見守り方についての取組を伺います。

○議長（熊谷良彦君） 齋藤教育長。

〔教育長（齋藤為之君）登壇〕

○教育長（齋藤為之君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

本町では、誰一人取り残さない教育の実現に向けて、県教職員に加え、町独自に学校の状況に応じて特別支援教育支援員や学習生活支援員、教育相談員を豊富に配置しております。

教育委員会では、毎月、定例校長会において、新たないじめや不登校児童生

徒を生まないよう、未然防止の徹底について指導しているところでもあります。

各校では、毎朝、校長らが玄関に立ち、挨拶を交わすとともに、一人一人の表情を見て心の状態について気を配っております。学級担任は、一人一人の学習や生活の様子を常に把握するよう務め、また、学級担任以外の教職員や支援員などの複数の目で、登校から下校までをきめ細かく観察をしております。些細なことでも気がかりな様子が見られた場合には、直ちに管理職や学級担任、教育相談担当教員に報告し、小さなサインを見逃さない組織的対応を講じております。

○議長（熊谷良彦君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）2つ目の教員と保護者の連携、協働についてを伺います。

不登校は、子どもにとって身を守るための緊急避難的な行動であり、決して悪いことではありません。無理やりに学校に行かせるのは避けるべきだと思います。しかし、登校への促しは状況を悪化させるとの指摘もあると同時に、消極的になってしまうと必要な関わりまでも控えてしまうという懸念があります。

子どもが不登校になった原因や背景、状況などを把握し、適切に個人に合わせた対応をする姿勢が大切であり、強引な登校の催促や機械的な働きかけは子どもを追い詰めてしまうことがあります。過度に慎重になってしまうと長期的に欠席が続くようになり、どうしても学力が落ちてきてしまいます。学業不振や進路に関わる不安など、さらに不登校になる原因を増やしてしまいます。

子どもが自主的に学校に復学できるようにしなければなりません。そのためには、親は親の、学校は学校の持つ役割と責任の下、解決に向けた取組を協力して行う必要があります。

また、保護者の調査では、欠席のきっかけは教員との関係、そういう回答が比較的多くて、教員の調査では、家庭や本人に関わる問題と、そういう回答が多いです。

これは、どちらが正しいとか間違っているとかということではなくて、それぞれの立場で一定のバイアスがかかるからです。教員と保護者のこの意見の違いを解消するための情報や意見交換、また面談の場はあるのかを伺います。

○議長（熊谷良彦君）齋藤教育長。

○教育長（齋藤為之君）それでは、お答えいたします。

各校では年2回、保護者懇談会を行っております。保護者からの要望に応じ

て、また、学校から保護者に面談の場を提案するなど、柔軟かつ多様に面談の機会を設けております。面談者は、学級担任に限らず、スクールカウンセラーが応じたり、管理職が同席したりする場合があります。

学校では、保護者の不安や願いを丁寧に聞き、よりよく解決に結びつくよう、連携、協働体制を大切にしております。

○議長（熊谷良彦君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）3つ目、学校での未然防止と不登校に向けた取組について伺います。

学校での対応としては、未然防止に向けた「不登校とならないための魅力ある学校づくり」と、不登校へ向けた「不登校児童生徒に対するきめ細かく柔軟な対応」の大きく2つの対策が挙げられております。

未然防止の取組としては、児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実感が得られる心の居場所となり、社会性を身につける絆づくりの場として魅力ある学校を目指す。いじめや暴力行為などの問題行為を許さない学級づくりを行うとともに、問題行動へは毅然と対応する。教職員による体罰等の人権侵害は絶対に行ってはならない。学業不振が不登校のきっかけになることがある。児童生徒の理解状況や習熟度の程度に応じた分かる授業の実施、補充指導の充実を図る。児童生徒が学校生活の基盤となる人間関係を形成し、また、学校における居場所づくりができるよう、特別活動の充実を図る。体験活動等を通じて、児童生徒が自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるなどのきっかけを与える取組や指導を行う。中学校で不登校生徒が大幅に増加することから、小中連携を一層に推進し、また、体験入学やオリエンテーション等により中学校の入学時の不安を解消する。

不登校への対応としては、校長の強いリーダーシップの下、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等が日頃から連携し、一致協力して対応に当たる。スクールカウンセラーと教職員が円滑に連携協力していくために、研修等を通じて、それぞれの職務内容等の理解を深める。個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、保護者や関係機関との連携等において活用することができる不登校児童生徒の個別指導記録づくりを行う。学習支援や進路指導を行うために、学習状況を把握し、学習の評価を適切に行い指導要録に記載し、評価の結果を児童生徒や保護者に積極的に伝える。教職員は、児童生徒に対する自らの影響力を常に自覚して指導に当たる。また、初期での判断を誤らないように、関連する分野の基礎知識等も身に

つける。いじめや教員による不適切な言動、指導等が不登校の原因となっている場合は、保護者の意向を踏まえつつ、十分な教育的配慮を持った上で学級替えや転校を柔軟に認めていく。児童生徒が、状況に応じて学校生活に適用する努力をしやすいように、保健室や相談室等、学校内の居場所を充実させるとなっております。

これらのことを踏まえて、本町での取組について気になるところがあります。

4つの小学校から南越前中学校へ入学をします。入学時に不安を持つ児童に対しての対応を伺います。教員が児童生徒から相談を受けたときの対応はどうされているのでしょうか。保護者に報告はされていますか。個別の指導記録はありますか。保護者が希望すれば閲覧できるのかを伺います。

不登校が長く続くと、時間が経って落ち着いて、追い詰められた状態から少し解放される場合があります。反面、将来のことが気になり出して新たな不安が増えたりします。児童生徒や保護者への聞き取りは定期的に行っているのかを伺います。

教員の言葉や態度は暴力となり得るといふ、自身の児童生徒に対する自らの影響力を自覚してもらう研修や指導がなされているのかを伺います。

学級担任が、特別支援教育支援員に正確に情報が伝えられて、連携がしっかりと取れているのかを伺います。

これらのことについて本町の取組を伺います。

○議長（熊谷良彦君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤為之君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

1点目の小学校から中学校への入学時に不安を持つ児童に対する対応についてでございますけれども、新しい環境への不安や悩みを軽減し、見通しを持って中学校生活を送ることができるよう、例年1月に南越前中学校で4小学校の6年生全員参加による新入生を迎える会を実施し、授業参観と中学生との交流会を行っております。例年3月には、小学6年担任と中学校教員による情報連絡会を行い、中学校へのスムーズな移行ができるよう配慮しております。さらに、小学3年生から6年生まで、4小学校の児童が互いに交流を深める機会となる様々な授業を行っております。

次に、2点目の児童生徒の相談時の保護者への報告、個別指導記録の有無、保護者の希望による閲覧についてでございますけれども、相談内容や把握した事実、指導についての記録は適切に保管しております。閲覧につきましては、事案に関わる他の児童生徒等の個人情報も含まれておりますため、開示には応

じておらず、口頭にて概略を伝えております。大切なのは、児童生徒との信頼関係を維持しつつ、家庭との連携を円滑に進めることができることでもあります。その点に関しまして、特段の配慮を心がけているところであります。

3点目の不登校児童生徒の新たな不安に対する当該児童生徒や保護者への聞き取りについてであります。児童生徒との教育相談は、学級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどが不定期かつ日常的に行っております。相談内容に応じて、本人に代わって保護者に報告するなどして、家庭との連携を図っております。本人の願いや気持ちの変化、そして保護者の願いなどの把握に努め、本人と家庭に寄り添った教育相談体制を講じております。

4点目の教員自らの影響力を自覚してもらう研修や指導の有無についてであります。学校は、校長が教職員の児童生徒への指導や接し方について、授業参観や校内巡回を通して常に把握し、適宜、教職員に指導しているところであります。また、教職員は、県や外部機関による多様な研修会に参加し、自らの資質向上に努めているところであります。

5点目の学級担任と特別支援教育支援員との連携についてであります。支援員は個別に学習内容を補完し、学級担任と一体となって一人一人の分かる授業の実現に努めております。日常的に、始業前や放課後、休み時間を利用して情報の共有を行い、成長を確認し合ったり、よりよく成長を促す効果的な支援について共通理解を図ったりしております。

最後に、新年度からはスクールライフノートという学校ICTのソフトウェアを導入いたします。この中に「心の天気」というポータルサイトがあり、朝と帰りに自分の心の状態を天気マークで表すというものであります。言葉に発しなくても、天気マークによって子どもの心の状態をいち早くキャッチし、迅速かつ的確に支援できるという点で非常に高い効果が得られるものと考えております。

今後も、未然防止と誰一人取り残さないきめ細やかな教育の両輪によって、新たないじめ、不登校児童生徒を生まない取組を推進してまいります。

○議長（熊谷良彦君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）現在の教育現場は、私の時代と比べて大きく変化をしています。昔はこうだったなど、今と比較するようなことを聞きますが、昔も問題は数多くありました。よりよい教育現場の実現を目指して改善を行い、今に至っているのだと思います。しかしながら、近年のこの教育姿勢は子どもに重きを置き過ぎて、先生の自由な行動に制限をかけてしまっている。また、先生の

やる気をそいでしまっている一面があるのではないのでしょうか。先生が慎重になってしまって、必要以上に子どもに関わらないでおこうと、そういうことになってしまうと、結局、子どもにとっては学校で頼れるのは先生だけですから、嫌な思いをするのは子どもということになります。子どものためにと考えていることが、結果、子どものためになっていないこともあるのではないかと思います。

一つ例を挙げると、今年度、部活動が地域展開をされます。これは、部活動の顧問の先生の負担を軽減して学業に専念させようと、そういう意味があります。負担が軽減されてよかったと思っている先生がいる反面、私は部活動の指導がしくて教員を目指したんです。ですから、教員から顧問になる権利を取らないでくださいと、そういう部活動に対してやる気に満ちた先生もおられます。ですから、校長先生には現場の先生が熱意ある行動を取れるように、子どものためと思うことは思いっきりやってくださいと、それぐらいのリーダーシップを発揮していただきたいです。そして、教育委員会にはそれを実現しようとするやる気のある校長先生をしっかりと支えていただきたいと思います。

また、不登校の子どもを持つある保護者が、町外の学校に転校させようと、しました。ですが、子どもから自分にも友達がいるんだと。本当は町内の学校に行きたいと言われたそうです。子どもの気持ちを分からず、転校という解決策を考えた自分が恥ずかしいと言っていました。

私たち親は、子どものためなら大概のことは耐えられます。しかし、子どものつらい顔というのは耐えられるものではないです。そして、楽しい学校生活を送れた子どもとそうじゃなかった子どもというのは、将来の人生の満足度というのが大きく違うそうです。子どもには幸せな人生を送っていただきたいと、親として心よりそう願っております。

子どもたちが楽しく学べて、幸せに過ごせる町を目指して、教育委員会にはより一層のご尽力をよろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（熊谷良彦君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、

1. 窓口業務の在り方について
- 2番 谷口善治君。

〔2番（谷口善治君）登壇〕

○2番（谷口善治君）それでは、私のほうから一般質問をさせていただきたいと

思います。

行政サービスの在り方と働き方改革で質問させていただきたいと思っております。

南越前町における窓口業務の在り方について伺います。

近年、全国の自治体で、職員の働き方改革を目的に開庁時間を短縮する動きが広がっております。福井県内でも、越前市が開庁時間を75分短縮する案を検討すると報じられています。この動きは、南越前町にとっても無関係ではなく、将来の行政運営を考える上で重要な示唆を含んでいると思います。

まず、働き方改革の観点について伺います。町職員の時間外勤務の状況はどうなっているのか。特に窓口業務を担う部署で、打合せや研修の時間が確保できず、時間外に対応している実態があるのか。もし課題があるのであれば、その原因が窓口対応にあるのか、業務量や人員配置の問題なのか、分析を行っているか伺います。

また、開庁時間の見直し以外に、業務効率化やデジタル化など、改善策を検討しているのか、お聞きします。

次に、町民の利用実態について伺います。南越前町は、勤労世代が町外で働くケースが多く、朝の時間帯や夕方時間帯に窓口を利用したいというニーズが一定程度あると考えられます。町として、どの時間帯に来庁者が多いのか、また、勤労世代や高齢者など特定の層への影響をどのように把握しているのか、お伺いします。

また、全国の自治体では、開庁時間短縮と同時に延長窓口や予約制、オンライン申請の拡充をセットで導入する例が増えています。南越前町として、オンライン申請の対象手続や利用率はどの程度なのか、オンライン利用が難しい町民への支援策をどのように考えているのか、お伺いします。

最後に、今後の方向性について伺います。町として、窓口業務の在り方をどのように見直していくのか。開庁時間の変更を検討する可能性があるのか。その際、町民サービスの低下を防ぐため、どのような基準や指標で判断するのか、町の考えをお聞きします。

○議長（熊谷良彦君） 松村副町長。

〔副町長（松村仁史君） 登壇〕

○副町長（松村仁史君） 谷口議員の一般質問にお答えいたします。

窓口業務の在り方と職員の働き方改革についてのお尋ねでございます。

まず、町職員の時間外勤務につきましては、昨年4月から本年1月までの本

庁職員の選挙事務分を除く実績で、1人当たり毎月平均8.7時間、このうち窓口業務を担う町民税務課では15.7時間となっております。これは、本年1月の自治体システムの標準化への移行作業、これが大きな原因ではないかという分析をしておりますが、来庁者対応を優先し、内部の打合せを時間外に行わざるを得ないことも理由の一つだろうと考えております。

続いて、町民税務課の窓口利用につきましては、本年1月を見ますと、1日当たり平均29.1人の方がいらしております。このうち、朝8時30分から9時までを見ますと、平均1.4人で、全体のおよそ5%の方、それから夕方16時30分から17時15分で見ますと、1.9人で、全体の約7%の方がいらしているということでございます。

こうした利用実態から、朝夕のニーズは多くはないものの一定程度あるという認識をしております。

窓口業務に関するオンライン申請の導入は全国的にも進められておりました、本町におきましても「行かない窓口」として、1月5日から戸籍や住民票、所得・課税証明など証明書の発行をオンラインで申請可能にしたところでございます。現時点で、昨日時点ですけれども、7件の申請ということでございまして、まだ少ない状況ではございますけれども、先月後半から4件ほどちょっと伸びてはきております。

いつでもどこでも申請できる利便性が高いものでございまして、今後、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、住民票や証明書などは、従前より郵送請求やコンビニ交付も利用できるとことでございまして、多様な選択肢を確保しているところでございます。さらに、2月2日からは、マイナンバーカードをはじめとする本人確認書類の氏名、住所などの情報を申請書に自動的に印字する「書かない窓口」もスタートさせておりました、さらなる利便性の向上と業務の効率化に努めてまいります。

他県でも、滋賀県の長浜市や高島市、岐阜県の羽島市や北方町では、職員の働き方改革や業務効率化を進めるために、昨年からの開庁時間の短縮や一部では窓口延長ということも実施をしております。こうした取組が本町においても必要になると考えまして、情報収集を進めるとともに検討チームを立ち上げ、2月9日に第1回チーム会議を開催したところでございます。

今後、本庁及び今庄、河野事務所の来庁者の状況を分析し、先ほど申し上げた先行自治体の事例も参考にしながら、開庁時間の見直しなど窓口業務の改善に取り組み、町民の利便性確保と職員の働き方改革を両立する行政サービスを実現してまいりたいと考えてございます。

○議長（熊谷良彦君） 谷口善治君。

○2番（谷口善治君）ありがとうございます。働き方改革と町民サービスの維持はどちらも重要な課題です。町民の利便性を損なわず、職員が健全に働ける環境を整えるため、丁寧な検討を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（熊谷良彦君）これにて谷口善治君の質問を終わります。

次に、

1. 大雪時における屋根雪下ろしの支援について

1. リトリートたぐらの活用について

8番 喜村喜代治君。

〔8番（喜村喜代治君）登壇〕

○8番（喜村喜代治君）それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は2点ございまして、まず1点目でございますが、大雪時における屋根雪下ろしの支援についてお伺いをいたします。

今年の冬は、1月下旬には大雪に関する警報も出されました。そして、2月上旬まで断続的に降雪があり、各おうちの方は屋根雪下ろしに取りかかったところだと思います。しかし、今年の雪は非常に重く、今庄地域内では、初めは50軒、そして80軒、今では100を超える家屋が被害を受けたと。そのほかに、蔵や小屋等も数多く破損をしたとお伺いをいたしております。一度にこれだけの家屋の被害というのは、56豪雪でも聞いたことはございません。また、近年で言えば2011年、18年の大雪時でも発生はしていないと。また、積雪も昨年とほとんど変わらない状態での被害でございます。

したがって、今回の被害はいろんな悪条件が重なったことだろうと思われませんが、このような被害をまず防止するには、一番はまず屋根雪を下ろすこと、これが一番のところでありまして、この屋根雪下ろしというのはお年寄りにはなかなか大変、危険を伴う作業でございまして、今年も屋根から落ちてけがしたという人が何人もいるというようなお話もお聞きをいたしております。特に高齢者の世帯については、依頼業者もなかなか分からず、自分で屋根に上がることもできないと。それで大きな不安といいますか、大きな負担となっております。

そこで、高齢者世帯等について、雪害対策でどのような支援策があるのか、まずお伺いをいたしますが、1つには、屋根雪下ろしに関しての支援策、もう1つは、被害を受けた家屋の修繕についてという、この2点をお伺いいたしますが、また、被害を受ける要因といたしますか、今回の屋根雪下ろしを業者に委託しても、屋根雪下ろしの作業があっちでもこっちでもとお話は聞いたけれども、40番目ですよというようなお話もお聞きをいたしております。そしてまた、下ろす業者の方々は除雪作業もやっているということで、人手がないというのも原因にあらうかと思えます。そういう問題もお伺いをいたしております。

今後のための対策として、市町を超えた屋根雪下ろし事業者の広域連携で対応されたらという思いと、それと南越前町、今庄町内にも何軒か、屋根破損の防止策として補強材がしてあるうちもございます。こういう設置といたしますか、補強も高齢者世帯への支援事業として加えられたらと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷良彦君） 松村副町長。

〔副町長（松村仁史君） 登壇〕

○副町長（松村仁史君） それでは、喜村議員の一般質問にお答えをいたします。

大雪時における支援についてのご質問でございます。まずは、今年1月下旬からの降雪によりまして被害を受けられた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

大雪時の支援策といたしましては、屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難な高齢者世帯等に対しまして、雪下ろしや住宅通路の除雪作業に要した費用を助成する高齢者等除雪支援事業や、被害を受けた住家に対する災害見舞金制度がございます。しかしながら、高齢化の進行等により自力での除雪が困難な世帯が増加し、業者への雪下ろしなどの依頼が多くなると、今回のように業者の対応能力を超えてすぐに対応できなくなるといった課題があることも認識をしております。

こうした課題に対しましては、県の建築組合連合会で会員企業が雪下ろし・除雪事業者登録というものを行っておりまして、登録企業への依頼を行うことができるよう、連携する市町にその情報を提供しております。今後は、町内の建設業者だけではなく、県建築組合連合会への協力依頼やボランティアグループを募集するなど、業種や市町の垣根を越えた連携の仕組みづくりを検討し、雪下ろしの担い手確保に向けて取り組んでまいります。

また、軒先の補強や屋根融雪など克雪住宅に対する補助については、その有

効性と公平性の双方を慎重に見極めた上で、制度創設の是非について検討してまいります。

今後も、町民の皆様が安全・安心な生活を送ることができるよう、関係機関との協力体制により、雪に強いまちづくりを推進してまいります。

○議長（熊谷良彦君） 喜村喜代治君。

○8番（喜村喜代治君）ありがとうございます。今お伺いしました高齢者除雪支援事業、細かい中身は触れられておられません、この要綱を見ますと非常に分かりにくいというんですか、お年寄り向きに、これは民生委員さんが説明されるとか書いてありましたけれども、もう少し分かりやすく整理して、何か制約もかなりあるような、それがいいのか悪いのか分かりませんが、もう一遍見直していただけたらと思います。

いずれにいたしましても、町長の政策理念の基本目標に「命と暮らしが最優先」ということがうたってございます。ぜひ、安全で安心して暮らせる町、本当にこの田舎で暮らすんですから、安全で安心して暮らせるようによろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、2番目、リトリートたぐらの活用についてでございますけれども、簡単にリトリートの生い立ちといいますか、これ全部、私が昔関わった覚えもありますから書き上げたんですけれども、それが正解とも言えんところもあろうかと思えます。

リトリートたぐらは、平成7年から8年、この2か年で農業生産活動や農村都市の体験交流活動の拠点として、古木の赤谷という入り口ですね。赤谷の入り口に整備をされて、今もう30年を経過をいたしました。そば打ち体験や、食堂においてはそば懐石料理等趣向を凝らして、初めのうちはかなりのお客様を迎えたなという思いもあるわけでございますけれども、そしてその当時は、経営管理というのを有限会社リトリート田倉、これは田んぼの倉ですから、今の農業をやっているほうのリトリートたぐらが委託されて行っていました。その後、青山観光サービス、そしてまたリトリート田倉と、あっち行ったりこっち行ったりを繰り返しながら、経営が順調にしていればこんなことはないと思うんですけれども、どうしても経営がはかばかしくないということで、最終的には今、公社が管理しているということでございます。

公社になってからも、だんだんだんだん縮小されたといいますか、初めのうちは年末のそばもやっていたがな。そのうちそばは、もう打つ者がいんののと、最後には餅だけになってしまったというようなことでございます。

それと、周辺整備といいますか、ハナモモをリトリートの周辺に植栽されて、これはいいことやなど、本当に公園としていいもんだなと我々は思っているところでありましてけれども、肝腎のリトリートたぐらの施設、10億ぐらいつぎ込んだあの施設がほとんど活用されていないと思いますので、今後どのような計画をされていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷良彦君） 仲倉町長。

○町長（仲倉典克君） 今ほど、喜村議員のほうから過去の経緯についてもいろいろなお話がございました。私自身も県議会在職中から、このリトリートたぐらというものをどのように活用していくのか、非常に一番気になるところでもございました。町長就任後もそういった観点から、どのようにしていったらいいのか、根本的なところで、例えば事業主体にしてもそうでありますし、それから後の活用してもそうでありますし、いろんなことを各方面に相談もしたり、検討もさせていただいたところでございますが、現在、性急にいろいろな方針を決めて発してしまっても、また同じ歴史の繰り返しということにならないように今慎重にいろいろなことを進めさせていただいているところでございますけれども、リトリートたぐら、今現在、コテージやバーベキュー場の利用と餅の販売を主としてやっているところでございますけれども、昨年11月に今庄つるし柿の生産者の発掘と育成を目的とした体験会、またスカイランタンのイベントも開催されたところではありますけれども、議員ご指摘のとおり、施設のレストランをはじめ多くが活用されていないというのが今の現状でございます。

このような中で、施設の運営管理方法を見直すために、民間事業者から意見を聞くサウンディング調査というものも実施をさせていただきました。2組の事業者からの活用策というものが提案ございましたけれども、今後、それだけではなく、いろいろなまた民間の提案とか、あるいはまた、今度はぐるなびのほうから派遣もいただくところでございますので、そういったところの専門的なところの見解なんかも聞きながら、いろんなどころの声を聞いて幅広くこのリトリートたぐらの活用については方向性を見いだしていきたいと考えております。

○議長（熊谷良彦君） 喜村喜代治君。

○8番（喜村喜代治君） ありがとうございます。ぜひ、いろんな知恵を絞っていただいて、再びといいますか、活性化の拠点としてなるようによろしくお願

いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷良彦君）これにて喜村喜代治君の質問を終わります。

次に、

1. 風力発電について

1. 香害について

5番 坪川伸理君。

〔5番（坪川伸理君）登壇〕

○5番（坪川伸理君）それでは、議長より許可をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

今期、私の自分の一般質問を振り返ると、最初から最後まで風力発電が主にメインと言っていいぐらい含まれています。当初は、当町内に3事業が計画されていましたが、1事業者は撤退されたと同っております。残っている2事業者の進捗状況について、行政のほうで把握されている部分があれば教えていただきたいと思っています。

まず、（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム事業は、国からも大幅な見直し事業を指摘されまして、新たな計画を策定中と聞いていますが、地元自治体である当町に対して何らかの見直し案の説明はあったのでしょうか。地元の堺地区の協議会の中でもその見直し案というのは一切出てきていない状況でありました。

また、（仮称）鉢伏山風力発電事業は、既に環境影響評価準備書手続済みと県のほうでも把握していますが、その後、今年が令和8年3月ですから、今時点でもいまだに評価書が出てきていない。2年近くたつのに、また、そんなに国から余呉南越前ほどの大幅な見直し指摘を受けていないにもかかわらず、出てきていない。これに対しては何か遅れている理由の説明はあったのでしょうか。

また、こういった風力発電事業は非常に全国で、メガソーラーほどではないですが、やはり地元の新聞や地元のメディア等で取り上げる機会も徐々に増えてきているように感じています。

また、昨年秋には、滋賀県の高島市長が（仮称）三十三間山風力発電事業者に対して事業中止を求める要望書を提出されてます。これはまだ準備書にも至っていない段階ですけれども、その段階で早めに中止を求める要望書を出したと。自治体自体に事業中止権限がないのは存じていますが、高島市長としては琵琶湖を守る意味合いからこういった要望書を出したのではないかなと思ってお

ります。

それと事前に提供といいますか、お話ししましたけれども、昨年11月6日に公益財団法人日本自然保護協会というところから46ページのレポートが公開されていまして、その中に見ると、自然環境影響指数ワースト10の陸上風力発電事業計画というのがありまして、1番目が余呉南越前第一・第二ウィンドファーム、このワースト10の中に同じ事業者が4つも上がっていると。また、もう1つ、自然環境影響指数ワースト10のアセス調査中の陸上風力発電計画、これはまだ準備書に至っていないところですが、この中にも美浜新庄ウィンドファーム発電事業が入っていたり、やっぱり同じ事業者の名前がワーストテンの中に2つあるんですね。これは、公益財団法人ですからその権限はありませんけれども、非常に参考になる資料ではないかなと思っています。

また、北海道でオオワシを保護している大学の先生方が猿仏村のほうで調査に行くと、オオワシの被害というのを間近に見てきたそうですが、そういったこともレポートには上がっていました。

こういった希少鳥類を絶滅危惧種にすることなく、そして、なおかつ山をいじることによる土砂災害防止の観点から私はずっと反対し続けてきておりましたけれども、今現在、町としてこの2事業者からどのような説明を受けているのか。また、この2事業者より、遅れていることの説明だけでなく、地元住民への説明の態度、そういったものを受けているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（熊谷良彦君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、坪川議員の一般質問にお答えをいたします。

風力発電についてでありますけれども、当町内で計画されております風力発電2事業の進捗状況についてであります。まず（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業につきましては、坪川議員ご指摘のとおり、経済産業大臣より、環境影響評価準備書について抜本的な見直し勧告を受けており、現在、専門家による第2回環境配慮検討会の開催に向け、準備を進めているようではありますが、当町に対して具体的な見直し案の説明はございません。

次に、（仮称）鉢伏山風力発電事業につきましては、現在、環境影響評価書の提出はされておきませんが、町といたしましては、これまで町民の皆様の安全で安心を第一に考え、風力事業を慎重に見極めながら対応してまいりました。

しかしながら、事業を進める中部電力株式会社においては、静岡県浜岡原子力発電所の耐震設計に関わるデータの不正操作が発覚をいたしました。本事案は、エネルギー政策における安全の根幹を揺るがすものであり、誠に遺憾であります。また、中部電力が本町における風力発電事業でも同じようにデータの不正を行っているのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

町といたしましては、風力発電事業を認可する立場ではありませんけれども、地元の理解と安全性を確保することが最も重要なことだと考えており、町民の皆様が安全で安心な暮らしが守れないようであれば、風力発電事業者に対し、反対も辞さない状況だと考えております。

いま一度、風力事業者に対し、町民の不安や懸念を取り除くための調査や丁寧な説明を強く求めてまいります。

○議長（熊谷良彦君） 5番 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君） ありがとうございます。大変強いお言葉だと思います。中部電力の浜岡原発のデータ改ざんに関しては、これは単なる原子力部門だけの話なのか、そうとは思えない状況ですので、私も最初にこの報道に接したときには、じゃあ、ほかの火力発電や水力発電は大丈夫なのかと思うぐらいでしたし、今回、過去のデータ自体がおかしいんじゃないかなというところまで考えていました。そうすると、例えば土木調査にしてもいろんなデータを作り替えることが可能になってきてしまう、その懸念はあります。

ぜひ今後、2事業者とも全くその後、手続は進んでいないしという状況でもありますので、やはり地元の住民、そして地元自治体に対する誠実かつ安心できるデータを提示してもらいたいと思っておりますので、また、そういった動きがあれば地元の1人としてはご協力したいと思えますし、また、行政に先に報告があればまたそういったものに参加もしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、2問目に入りますが、香害について、香りの害ですね。

私たちの周りには様々な香りがございます。多数の人には何ら影響のない香りにより身体的に影響を受けて苦しんでいる方々がおられます。最近では、CMで柔軟剤や洗剤の香りを強調した商品等がかなり見えますけれども、その香りによって逆に体調を崩して精神的にも病んでおられる方がおられます。

東京にいたときに自分がいた会社は、日本で初めて無香料化粧品を開発した会社でしたけれども、やはり当時から化粧品の匂いが苦手だという方、そういった方々の声でつくられたと聞いております。

この香害のつらいところは、外見からは正常体に見られますので、具合が悪いことを理解されない、そのつらさを抱えていらっしゃると思います。

そこで、当町の保育所、小学校、中学校において、香りで体調不良を訴える幼児、児童生徒はいるのかどうか。また、町民からこういった香害についての要望等を受けた履歴があるのかどうかを伺いたいと思います。

お願いいたします。

○議長（熊谷良彦君） 松村副町長。

〔副町長（松村仁史君） 登壇〕

○副町長（松村仁史君） それでは、私から香害についてお答えいたします。

香害については、厚生労働省もどのような化学物質が関与しているのか、どのような体内の変化が症状を引き起こしているのかなど、未解明な部分が多く、まずは病態の解明が必要としているところでございます。

一方で、香りで困っている方々からの相談が全国の消費生活センターなどに寄せられているということございまして、町内で確認いたしましたところ、町内の保育施設及び小中学校において、香りで体調不良を訴える幼児や児童生徒は確認をされておられません。また、町民から香害についての要望を受けたということもないという状況でございます。

○議長（熊谷良彦君） 5番 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君） ありがとうございます。

ちょうどおとといのネットニュースですかね、福井市で小学校の給食時の白いエプロン、当番終わるときに持って帰って洗濯して、また学校へ持ってくるというやつですけれども、それをやめて個別にエプロンを用意してもらうという方向に切り替えている小学校が、やはりこの香害の観点から出ているという記事がありました。

基本的には、人混みの多いところ、私なんかは本当に山手線のぎゅうぎゅう詰めの中で、それこそ香料というよりも香水の匂いで気持ち悪くなったこともありましたけれども、そういう密集した状態の中で影響を受ける人のほうが多いかもしれませんけれども、やはり今、福井市がそういう対応を取るようになっていることも考えると、決してこういう田舎でも無視できないのかなと思います。

省庁のほうから、香害についての啓発ポスターがあると思います。こういっ

たものを公共施設、そして、できればそういった商品を販売しているドラッグストア、スーパーさんのほうに、これは極端なことを言えば商品部長までいかないといけない話なんですけれども、そういったところにご協力をお願いする、そういったことも必要ではないかなと思っています。

私自身、香害とか最近多いアレルギーとかを見ていると、やはり戦後生まれの我々の世代から急に増えたような印象を受けています。ちょうど私が小学生の頃ですか、当時の食品添加物でチクロという甘味料があったんですが、これが発がん性物質があるということで、たしか小学校2年生か3年生のときにいきなり使用中止になったこともありました。

ただ、東京でサラリーマンしているときに、異業種交流会で食品添加物を作っている会社の人と同じテーブルになったんですが、雑談の中ですけれども、「こんなのを入れるの？」という商品がいっぱいあると。だから、今の食品衛生法や食品関係の法律を守っているからオーケーというだけではないのかなという気もしています。もちろん、因果関係をどうこう言われると難しいところですけども、ですが、それが世代を超えて、世代に引き継いで、今のこういった香りに敏感な子が出てきたり、アレルギー症状が増えているのではないかなという危惧はしております。

そこで、やはり食育、学校だけでなく親も含めた食育ということが、本当に旬なもの、自然なもの、そういう食事の教育というものを今後重視していただきたいと思っておりますけれども、そういった食育についてはどのようにお考えか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（熊谷良彦君） 松村副町長。

○副町長（松村仁史君） 香害やアレルギーと食物との関連性については不明確なところはありますけれども、いずれにしましても、安全な食事というのは子どもに限らず全ての人にとって重要なものであると認識をしております。

議員のお話の中にもありましたように、科学技術が医療の進歩によって何が安全かというところは時代によって変わってくるところはあると思っておりますけれども、いずれにしましても、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となるものとして食育は大変重要なものと考えております。

町では、令和5年度に策定した第3次南越前町食育推進計画に基づきまして、地場産を使用した給食の提供や広報紙を通じた伝統料理の紹介などを行っておりまして、引き続き、地元食材と伝統的な食文化を大切にする食育を進めて

まいります。

○議長（熊谷良彦君） 5番 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君）ありがとうございました。ぜひ、そういった食育、本当に副町長おっしゃったように、因果関係がどうなっているかは分かりませんが、やはり親が健康体であっても子どもはそういうアレルギーや敏感な子がいるということも事実ですし、そこにはやはり何らかのものが影響しているのかなと考えています。そういったことは専門家の先生にお任せするとして、地元食材、また旬なものを味わうことの楽しさ、おいしさをぜひ子どもたちに、また若いご両親方にも知っていただきたいなと思っておりますので、ぜひ進めたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、私の今期最後の一般質問を終わらせていただきます。理事者の皆さん、どうもありがとうございました。

○議長（熊谷良彦君）これにて、坪川伸理君の質問を終わります。

次に、

1. 磯焼け対策の取組について
  1. 河野地区の交通網について
  1. 旧河野中学校施設の有効利用について
- 6番 大浦和博君。

〔6番（大浦和博君）登壇〕

○6番（大浦和博君）大浦です。本日最後の質問者でございます。通告のとおり、3問質問させていただきますが、1問ずつ一括質問、一括答弁をお願いいたします。

まず、磯焼け対策の取組について伺います。

磯焼けにつきましては、国内のほとんどの沿岸で20年ほど前から叫ばれていると思いますが、具体的な措置は講じられていない現状であると思われまます。河野地区沿岸でも以前は日本の三大珍味の1つである塩ウニがたくさん作られておりました。しかし、いつの間にかバフンウニはいなくなり、塩ウニも幻となりました。近年では、ワカメやスガモ、岩モズク、ソゾ、このソゾというのは学名ユナと思われまます。それらの海草、サザエやアワビ、クボガイ、このクボガイというのも集落によって呼び名が違いますが、私の集落ではシタダメと呼んでおられます。そういった貝は、漁業協同組合員であれば身近に採取して

食していたものが減少したり、スガモ、シタダメにおいては消滅したと感じており、これらは磯焼けが原因ではないかと思われます。当然、気候変動、地球温暖化に伴う海水温の上昇が一因と思われますが、町は資源の衰退を防ごうと、毎年、アワビの稚貝放流やヒラメの稚魚放流を実施してありますが、磯焼け、すなわち海藻がなくなる。これは、畑の土が砂利に変わり、いくら作物を植えても成長なく枯れるくらいの状態の海に放流しているようなものだと感じております。ただ、放流しなければ資源は枯渇すると思われますので、放流は今後も継続していただきたいと思ひます。

そして、磯焼け防止として、海草や海藻の保護活動が重要だと認識してありますが、磯焼け対策、例えば海藻の菌を塗ったパネルやコンクリートブロックを沈めて海藻を増やすなどをいち早く取り組むべきだと思ひます。

さらに、海の栄養は山、川からの栄養が不可欠であることはご承知のとおりでありますが、近年の獣害で山肌がむき出しのため、栄養素を含まずに海に泥水として流れ込んでいるのもその一因と思われます。

質問ですが、町は本町沿岸の海草、海藻分布についての調査を実施して実態を把握しているのか、また、磯焼けに対して今後どのような対策を考えているのかを伺ひます。

○議長（熊谷良彦君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、大浦議員の一般質問にお答えいたします。

磯焼け対策の取組についてでございますが、本町河野地区沿岸の海草、海藻の分布調査についてでありますけれども、福井県水産試験場におきまして、福井県沿岸全域を対象とした調査を約10年に1度の頻度で実施をいたしており、河野地区沿岸での調査も令和5年、2年前ですか、に行われているところであります。

その調査によりますと、海草や海藻の生育割合は比較的高く、広範囲に生い茂っていることが確認できました。

現在の状況につきまして、地元漁業者に確認をいたしましたところ、一部の沿岸で海藻を食べるムラサキウニが増えてきているということでありますので、今後、広い範囲で食害による磯焼けが発生することを懸念をいたしております。

町といたしましては、引き続き、地元漁業者や県など関係機関と情報共有を図り、海藻の実態を適切に把握してまいりたいと思っております。

磯焼け対策に対する答弁を、農林水産課長から答弁させたいと思います。

○議長（熊谷良彦君） 石渡農林水産課長。

○農林水産課長（石渡貴教君） それでは、私からは磯焼けの原因と対策、藻場の保全として考えられる手法を説明させていただきます。

磯焼けの原因としましては、海水温の上昇であるとか大量の河川水、それから土砂の流入、栄養塩の不足などが挙げられておりますけれども、水産庁によりますと、ウニや貝などの藻食動物による食害が主な要因であることが示されております。

食害の対策としましては、海藻類のモニタリング調査であるとか、藻食動物の密度管理に加えまして、人工的な藻場の設置などが有効とされており、全国的な事例を見ましても、増え過ぎた藻食動物の除去活動、コンクリートブロックや自然界の石を海底に沈める人工藻場の設置活動が行われておりまして、藻場の回復につながっております。

本町におきましても、これらの手法を含めまして、漁業者との協力、そして理解を得ながら沿岸エリアごとに適した対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷良彦君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） ご答弁ありがとうございます。

町長からは、分布調査は県が10年に1度実施しており、河野地区は令和5年度に調査したと。結果、その時点では比較的広範囲で海藻等は生い茂っていたが、一部沿岸での食害による磯焼けが心配されているということでもあります。

また、課長からは、磯焼けの要因や他の自治体の藻場回復事例等と今後の取組についての考え方を伺いました。調査場所によりまして、ちょっと違うと感じたところです。私は漁業協同組合員なので、1年に1度、数回、同じ場所を泳ぎますが、近年、岩に海藻が生えていないとも感じているところです。ただ、先日も小浜市で中学、高校、大学生が協力して藻場造成に取り組む活動の記事がありました。課長、答弁いただいたように、今後は河野地区においても協議会の設置や漁業協同組合と協議しながら取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、河野地区の交通網について伺います。

仲倉町長は、昨年暮れに福井鉄道に対し、河野地区への鉄道誘致を要望されました。これは、昨年の子ども議会の質問での対応と思いますが、昨今、県内はもとより国内の単線鉄道やバス路線は、運転手不足や収入不足で減便や廃線が進む中、新たな路線開設は相当難しいのではないかと思います。仮に整備に取り組む場合でも、調査、用地確保等を含め相当な年数を要すると思われま

す。人口減少が著しい河野地区での人口はさらに減少し、開通時には現在の半分くらいになるのではと思われま

す。このような居住人口の減少、さらに観光人口での採算が見込めない地区に鉄道開設は不可能に近いと思われま

すが、要望されての感触はどうだったのかを伺います。実は私も6、7年前に「河野地区に鉄道を」との思いがありました。それは、歴代の首長は「町民は平等であり、地区の状況も平等であるので、町の利用料金は一律」とのことで、水道料金等も同額となりました。考えは正しいと思

いますが、今庄、南条、河野、地区・地区によって環境が異なります。特に水道料金は、水源や処理施設が異なれば水質も異なると思われま

すので、それなら河野地区に鉄道を引いてくれとの思いでした。今回、中学生の提案、今後の南越前町を担っていくであろう若い世代の発想、意見はとても斬新で、よい提案だと思いますし、ぜひとも実現に向けて努力して

いただきたいと思います。しかし、先ほども申し上げましたが、これから地区住民は高齢化がますます高くなる一方であり、自動車運転免許証返納など自家用車での移動が厳しくな

る高齢者が増え続け、2、3年は待てますが、10年、20年はとても待てません。高齢になると通院者が多くなります。その病院は他の自治体が主であります

が、おでかけバスは町内のみであり、利用できません。おでかけバスで南条駅へ、そこからハピラインで武生駅へ、そこから病院。診察が終わって同じルートで戻る。高齢者には大変厳しいと思われま

す。民間バスは便数も少なく、時間制限があり、かなりの不便を要しますし、町のタクシー利用券もありますが、現状のタクシー料金では河野地区まで高額であり、年金生活者では頻繁に利用できないのが現状です。

今後、民間バス「王子保 - 河野海岸線」のさらなる減便や廃線も気になるところであり、喫緊に対応するためには、現時点でのライドシェアは課題も多く、

難しいと思われま

すが、河野地区の住民が越前市へより便利に利用できる交通網の整備に取り組むべきだと思

いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（熊谷良彦君） 仲倉町長。

○町長（仲倉典克君） それでは、河野地区の交通網につきましてお答えをしたいと思います。

昨年8月の子ども議会におきまして、南越前中学校の3年生から提案を受けました河野地区と南条地区との間の鉄道の開通についてでありますけれども、去る12月24日に福井鉄道株式会社の吉川社長へ要望書を手渡ししました。これは、子どもたちが考えた夢のある話をぜひ議論のテーブルに乗せてもらいたいという思いからであります。吉川社長からは、「ふるさとを思いやる子どもたちからの一つの意見としてしっかりと受け止める。地域交通について考えてくれたことに感謝をしたい」というお言葉をいただき、提案の趣旨につきましてはご理解をいただいたと受け止めております。

しかしながら、鉄道の開設とその運営に当たりましては、巨額な建設費と維持管理費が必要となるために採算性の確保が大きな課題となります。実現する可能性は低いかもしれませんが、今回の子どもたちの提案が未来に向けての一步になったと考えております。

2点目につきましては、観光まちづくり課長から答弁させていただきます。

○議長（熊谷良彦君） 嶋田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（嶋田高士君） それでは、私のほうから新たな交通網の取組についてお答えいたします。

本町における公共交通機関としまして、民間企業が運行する王子保河野海岸線、ハピラインふくい、タクシーと、町が運行いたしますらくらくおでかけバスがございます。

王子保河野海岸線につきましては、令和6年に運行会社であります福井鉄道株式会社から、恒常的な運転手不足による廃止の意向が示されましたが、協議の結果、昨年4月から減便や越前市内でのルート変更により、運行を継続しております。

また、らくらくおでかけバスは令和5年6月から本格運行を開始していますが、これにより河野地区からハピラインふくいの駅があります南条地区への移動が可能となっており、また、ハピラインふくいにおきましても昨年3月のダイヤ改正に伴います増便により、利便性が向上しております。

今後、これらの公共交通機関を維持存続させるため利用の促進を図るとともに、より便利に利用できる新たな交通網の整備につきまして検討してまいりた

いと考えております。

○議長（熊谷良彦君）大浦和博君。

○6番（大浦和博君）ありがとうございます。住民の足である交通網、乗り継げばどこにでも安価で行けるように町も取り組んでいただいております。本当にありがたいと思っております。しかしながら、やはり高齢者は乗り継ぎが大変だと思いますので、今後もより便利に利用できる体制のご検討をお願いいたします。

最後に、旧河野中学校施設の有効利用について伺います。

第51回水仙まつりが1月17日、越前町を皮切りに始まり、本町の荒波フェスタは3地区最後の1月31日と2月1日の2日間、旧河野中学校体育館で開催が予定されておりましたが、大雪予報のため、急遽中止されました。ちなみに、1週間前の1月24と25日の福井市越廼地区での開催も大雪のため中止でした。

主催者に聞いたところ、従来、河野シーサイドパークにおきまして大型テントを張って実施してきましたが、前回開催前日深夜、かなりの暴風雨が吹いていたため、担当者とテント事業者が現地で待機して様子をうかがっていたところ、大型テントの支柱にはかなり重いおもしろを置いて補強しているにもかかわらず、テントが飛ぶのではと思うくらい浮くので恐怖でしかなかったが、朝方には風も落ち着き、何とか開催できたとのことです。しかしながら今後、お客様や出店者の安全及び急な開催中止を考慮して、新たな開催場所を模索したところ、利活用が決まっていない旧河野中学校体育館での開催を企画し、関係所管と協議した結果、本年度は開催許可をいただきました。

実は、今年の1月11日も近年まれに見る暴風と高波で、国道は小石や浮き玉、そのほかいろんなものが散乱したところでした。シーサイドパークにおきましても、グレーチングは全て吹き飛ばされていました。テント張り等の準備は3日ほど前から準備するので、会場を変えてよかったと喜んでいたのに、今回は大雪での中止となり残念ですが、自然相手にはどうしようもない結果でしたとのことです。また、予定していました会場の旧河野中学校体育館は、国道から目立たず、駐車場もなく、シャトルバスでの移動を計画したため、来場者は例年よりもかなり減少すると想定しましたが、お客様や出店者の安全等を考えれば致し方なく、今後、会場が周知されれば徐々に増えるのではないかと思われ、今後もこの水仙まつり「荒波フェスタ」の会場として可能であれば利用したいと考えているとのことでした。

開催準備のため、私も体育館に行きましたが、それはそれは汚いもので、3、4年使わないとこのような無残なことになるんだと実感した次第です。今年度の荒波フェスタは中止となり、来年度以降の開催は未定ですが、やはり施設は使用しなければ荒れ果てるだけだと思われます。今後、荒波フェスタだけでなく、旧河野中学校体育館の利活用が決まるまでは利用したいイベントの開催に開放したほうがよいのではと思いますが、町の考えを伺います。

また、現在、旧河野中学校の利活用を募集していると思いますが、募集の状況を教えてください。応募者がいない現状において、これまでどおりでは今後も応募者が現れるのは難しいと思われます。新たな取組として、例えば先日も報道されておりましたが、学生による地域連携ワークショップ等に旧河野中学校校舎及び体育館の利活用を提案してもらうことは考えられないのか、町の考えを伺います。

○議長（熊谷良彦君） 初一総務課長。

○総務課長（初一 剛君）では、私のほうから旧河野中学校施設の有効利用についてお答えいたします。

旧河野中学校の利活用の取組でございますが、民間企業への個別の働きかけ、また、文部科学省の廃校プロジェクトを活用した情報発信など、これまで積極的に取り組んできているところでございます。しかしながら、現時点では具体的な提案や応募はなく、活用方針は定まっていないという状況でございます。

こうした中、今回、河野観光協会から要望を受け、結果的には中止となりましたが、旧河野中学校体育館を荒波フェスタの会場として使用することになっておりました。

遊休施設は、未使用期間が長ければ管理が行き届かず、荒廃していくことも懸念されますので、今後は大浦議員ご提案のとおり、具体的な活用方針が定まるまでの期間、観光協会など公共性、公益性のある団体が行うイベントの会場として、旧河野中学校を開放することにつきまして前向きに検討してまいります。

なお、将来的な活用方針が決まった際にはこの取扱いは中止とさせていただくことにつきましては、ご理解をお願いいたします。また、今後、河野中学校の利活用を検討するに当たりましては、議員ご指摘の、例えば地域連携ワークショップのような若い方からのアイデア、提案もいただきながら検討を進めていけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷良彦君）大浦和博君。

○6番（大浦和博君）ありがとうございます。本当に今後ともよろしくお願ひいたします。

ただ、1点だけちょっと思いがありまして、河野は平地が非常に少ない地区です。河野小学校もそうですが、旧河野中学校の駐車場スペースが10台ぐらいしかないのかなと思いますが、10台程度では利活用を考える企業も考え直すのではないかなという変な思いもいたしております。また、隣接している河野小学校は有事の際の避難場所に指定されております。当然、有事の際はグラウンドを駐車場として開放すると思いますが、車が入りますと後始末が大変だと思われます。それで、活用されていない小中学校のグラウンドを少しでも駐車スペースに改良すれば、利活用事業者はもとより、イベント利用者、さらには有事の際の避難者がスムーズに利用できると思ひますので、ご検討をお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（熊谷良彦君）これにて、大浦和博君の質問を終わります。

---

閉 議

○議長（熊谷良彦君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前11時45分〕

第 3 号 3月13日(金)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 喜村喜代治	9番 加藤伊平
10番 熊谷良彦	11番 平谷弘子	

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長 仲倉典克		
副町長 松村仁史		
総務課長 初 一 剛	観光まちづくり課長	嶋田高士
町民税務課長 布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長 石渡貴教	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教 育 長 齋藤為之	事 務 局 長 谷口英博
------------	--------------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 關 敏 宏	書 記 安達由理
--------------	----------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算
- 議案第15号 令和8年度南越前町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 令和8年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度南越前町河野診療所特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第21号 令和8年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度南越前町水道事業会計予算
- 議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算
- 当初予算特別委員長報告
- 議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正について
- 議案第25号 南越前町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第28号 南越前町南条ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の廃止

について

- 議案第29号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第30号 南越前町リトリートたぐらの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第32号 南越前町鉢伏山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について
- 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第37号 財産の無償譲渡について
- 議案第38号 権利の放棄について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について

各常任委員長報告

- 議案第40号 南越前町固定資産評価員の選任について
- 議案第41号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第42号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第43号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

発議第2号 南越前町議会委員会条例の一部改正について

議員派遣について

---

開 議

[開議 午後2時30分]

○議長（熊谷良彦君）本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、タブレット掲載のとおりです。これより、日程に入ります。

日程第1 議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算から日程第10議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案を一括して議題といたします。

---

当初予算特別委員長の報告

○議長（熊谷良彦君）これらの案件につきましては、当初予算特別委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、当初予算特別委員長の報告を求めることにいたします。当初予算特別委員長 7番 城野庄一君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）城野庄一君。

[当初予算特別委員長 登壇]

○7番（城野庄一君）令和8年度当初予算特別委員会よりご報告いたします。

今期定例会において付託されました案件審査のため3月6日、9日、10日、11日の4日間にわたり委員会を開催いたしました。

付託を受けました、議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算および議案第15号 令和8年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの9議案につきまして関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

[当初予算特別委員長 降壇]

○議長（熊谷良彦君）これにて、当初予算特別委員長の報告をおわります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（熊谷良彦君）これより、議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算から議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの10議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、採決を行います。議案第14号 令和8年度南越前町一般会計予算は、当初予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（熊谷良彦君）起立全員です。よって、議案第14号は当初予算特別委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号 令和8年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第23号 令和8年度南越前町下水道事業会計予算までの9議案を一括して採決いたします。議案第15号から議案第23号までの9議案については、当初予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（熊谷良彦君）起立全員です。よって、議案第15号から議案第23号までの9議案は、当初予算特別委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正についてから日程第26 議案第39号 工事請負契約の締結についてまでの16議案を一括して議題といたします。

---

常任委員長の報告

○議長（熊谷良彦君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長 4番 山本徹郎君。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(熊谷良彦君) 山本徹郎君。

[総務文教厚生常任委員長 登壇]

○4番(山本徹郎君) 総務文教厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において付託されました案件審査のため、3月10日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました、議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正についてから議案第29号 南越前町介護保険条例の一部改正についてまでの6議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

[総務文教厚生常任委員長 降壇]

○議長(熊谷良彦君) これにて、総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(熊谷良彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 3番 高橋宏介君。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(熊谷良彦君) 高橋宏介君。

[産業建設常任委員長 登壇]

○3番(高橋宏介君) 産業建設常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において付託されました案件審査のため、3月11日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました、議案第30号 南越前町リトリートたぐらの設置及び管理に

関する条例の一部改正についてから議案第39号 工事請負契約の締結についてまでの10議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

〔産業建設常任委員長 降壇〕

○議長（熊谷良彦君）これにて、産業建設常任委員長の報告を終わります。これより、報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 討 論 ・ 採 決

○議長（熊谷良彦君）これより、議案第24号 南越前町課設置条例の一部改正についてから議案第33号 南越前町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてまでの10議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第24号から議案第33号までの10議案について、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（熊谷良彦君）起立全員です。よって、議案第24号から議案第33号までの10議案は、各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第39号 工事請負契約の締結についてまでの6議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第34号から議案第39号までの6議案について、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（熊谷良彦君）起立全員です。よって、議案第34号から議案第39号までの6議案は、各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

#### 追加議案の上程

○議長（熊谷良彦君）次に、日程第27 議案第40号 南越前町固定資産評価員の選任についてから日程第32 議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの6議案を一括して議題といたします。

---

#### 提案理由の説明

○議長（熊谷良彦君）仲倉町長より提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君）それでは、本日追加提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、人事に関するものが6件であります。

議案第40号は、固定資産評価員に畑耕一氏を候補者として選任しようとするものであり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に議案第41号から議案第43号は、固定資産評価審査委員会委員に野村育子氏、稲川裕文氏、木戸孝博氏を候補者としてそれぞれ選任しようとするものであり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第44号および議案第45号は、人権擁護委員に西山潮氏、窪田寛氏を候補者としてそれぞれ推薦をしようとするものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

畑氏、野村氏、稲川氏、木戸氏、西山氏、窪田氏は、いずれも人格、識見ともに優れた立派な方々であると考えております。

特段の御理解を賜りまして、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長（仲倉典克君）降壇〕

---

採 決

○議長（熊谷良彦君）これにて、提案理由の説明を終わります。お諮りいたします。議案第40号 南越前町固定資産評価員の選任について及び議案第41号から議案第43号までの南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任についての3議案並びに議案第44号及び議案第45号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案は人事案件でありますので、慣例により、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、採決を行います。議案第40号 南越前町固定資産評価員の選任について、畑耕一君を選任にすることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について、野村育子君を選任にすることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について、稲川裕文君を選任にすることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について、木戸孝博君を選任にすることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて西山潮君を適任とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり適任とすることに決定いたしました。

次に、議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて窪田寛君を適任とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第33 発議第2号 南越前町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者より、提案理由の説明を求めます。

8番 喜村喜代治君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）喜村喜代治君。

〔8番（喜村喜代治君）登壇〕

○8番（喜村喜代治君）発議第2号について、提案理由をご説明申し上げます。

これは、南越前町課設置条例の一部改正に伴い常任委員会の所管事項を、改正したいため、この案を提出するものであります。

提出者 南越前町議会議員 喜村喜代治、賛成者 南越前町議会 山本徹郎議員、同じく高橋宏介議員。以上、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

〔8番（喜村喜代治君）降壇〕

○議長（熊谷良彦君）これにて、提案理由の説明を終わります。これより、発議第2号に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

## 採 決

○議長（熊谷良彦君）お諮りいたします。これより、討論を省略して採決を行ないたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、本件は討論を省略し、採決を行なうことに決定いたしました。

これより、採決を行います。発議第2号 南越前町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（熊谷良彦君）起立全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり決定しました。

次に、日程第34 議員派遣についてを議題といたします。本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議員の派遣について承認を求めるものであります。議員派遣については、調査・研修を目的として、タブレットに掲載のとおり行おうとするものであります。

お諮りいたします。本件について、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）異議なしと認めます。よって、議員派遣については、承認することに決定いたしました。

---

閉 会

○議長（熊谷良彦君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。閉会にあたり、仲倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（熊谷良彦君）仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君）令和8年3月定例議会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会の初日に私どもが提案をさせていただきました、令和8年度当初予算をはじめとする37議案および本日追加提案をさせていただいた6議案、合計43議案の全てをご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問をはじめ、議員各位からいただきましたご意見、ご提言につきましては、いずれも町政運営にとって大変貴重なものであり、今後の施策推進にしっかりと活かしてまいりたいと思っております。

町の未来は、行政が「つくる」ものではなく、皆さまの知恵や経験、地域を思う気持ちと重ねあわせながら、「ともに創り上げる未来」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

誰もが安心して暮らし、子どもたちが将来に夢と誇りが持てる、そのような南越前町の姿を、皆さまとともに形にしていきたいと考えております。

議員各位のご理解・ご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長（仲倉典克君）降壇〕

○議長（熊谷良彦君）閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、多くの建設的な議論を賜りましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、私ども議員の任期も来月末をもって満了となります。現議員による審議は、本定例会が実質的に最後となりました。4年間にわたり、議会活動にご理解とご協

力を賜りました町民の皆様並びに理事者に対し、議員を代表いたしまして深く御礼申し上げます。皆さまの温かい支えがあってこそ、私たちは日々の議会活動に全力を尽くすことができました。

最後に、今後も町議会が、町民の声を真摯に受け止め、町政の発展に資する建設的な議論の場であり続けることを願い、閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和8年3月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後2時59分〕